

**I 令和2年度（2020年度）
市町村決算の概要（確報値）について**

1. 普通会計決算の概要 . . . P1～ P7
2. 地方公営企業会計決算の概要 . . . P8～ P13

**II 令和2年度（2020年度）
市町村決算に係る健全化判断比率等の
概要（確報値）について**

1. 健全化判断比率 P14
2. 公営企業の資金不足比率 P14

III 用語の説明

1. 普通会計 P16
2. 公営企業会計 P17
3. 健全化判断比率 P18
4. 資金不足比率 P19

I 令和2年度（2020年度）市町村決算の概要（確報値）について

[注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

1. 普通会計決算の概要

(1) 決算規模及び実質収支

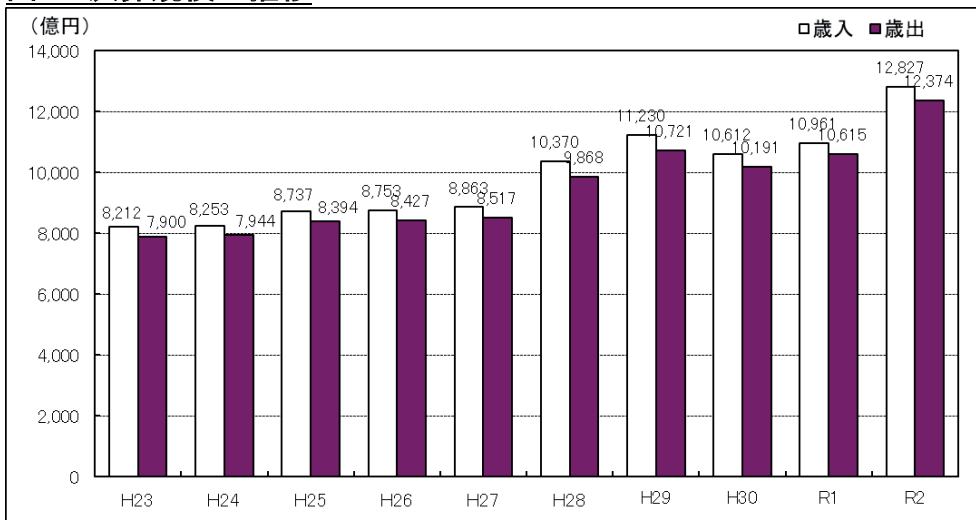
- 歳入** … 歳入総額は、1兆2,827億円と過去最大。
(前年度比1,866億円増、17.0%増)
- 歳出** … 歳出総額は、1兆2,374億円と過去最大。
(前年度比1,759億円増、16.6%増)
- 実質収支** … 実質収支は、302億円の黒字で、全団体が黒字であった。

表1 決算収支

(単位:百万円、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	対前年度増減率		
				平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入総額 A	1,061,238	1,096,061	1,282,701	▲ 5.5	3.3	17.0
歳出総額 B	1,019,095	1,061,500	1,237,384	▲ 4.9	4.2	16.6
形式収支 C=A-B	42,143	34,562	45,318	▲ 17.2	▲ 18.0	31.1
翌年度繰越財源 D	11,742	7,359	15,090	▲ 37.4	▲ 37.3	105.1
実質収支 E=C-D	30,401	27,203	30,228	▲ 5.5	▲ 10.5	11.1
単年度収支 F	▲1,766	▲3,198	3,024	▲ 163.3	▲ 81.1	194.6
積立金 G	9,084	9,473	10,440		2.3	4.3
繰上償還金 H	410	40	87	51.8	▲ 90.3	118.7
積立金取崩し額 I	13,699	14,577	15,255	▲ 18.1	6.4	4.7
実質単年度収支 J=F+G+H-I	▲5,971	▲8,263	▲1,704	▲ 24.5	▲ 38.4	79.4

図1 決算規模の推移



(2) 歳入

歳入決算額は、県支出金、地方債が減少した一方で、国庫支出金、地方交付税が増加したことから、前年度の1兆960億61百万円を1,866億40百万円（17.0%）上回り、1兆2,827億1百万円となった。

【主な項目】

- ・ 県支出金は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金及び平成28年熊本地震復興基金交付金の減等により、36億70百万円（4.2%）の減となった。
- ・ 地方債は、平成28年熊本地震に係る災害公営住宅整備事業の完了や熊本市の熊本城ホール整備事業の減等により、295億円（19.2%）の減となった。
- ・ 国庫支出金は、特別定額給付金給付事業をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策事業の増等により、2,016億98百万円（97.9%）の増となった。
- ・ 地方交付税は、令和2年7月豪雨の影響による特別交付税の増等により、108億34百万円（4.7%）の増となった。
- ・ その他一般財源は、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増等により、98億69百万円（25.2%）の増となった。

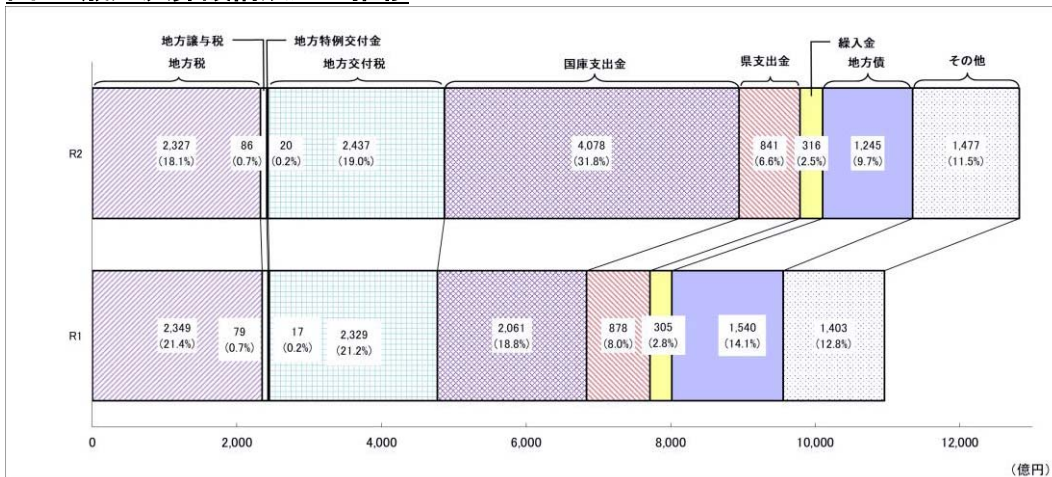
表2 歳入決算額

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	234,866	21.4	232,695	18.1	▲2,170	▲ 0.9
うち個人市町村民税	89,617	8.2	90,347	7.0	730	0.8
うち法人市町村民税	19,551	1.8	16,087	1.3	▲3,464	▲ 17.7
うち固定資産税	99,103	9.0	99,965	7.8	863	0.9
地方譲与税	7,907	0.7	8,627	0.7	720	9.1
地方特例交付金	1,682	0.2	1,979	0.2	297	17.6
地方交付税	232,907	21.2	243,741	19.0	10,834	4.7
うち普通交付税	208,153	19.0	211,522	16.5	3,369	1.6
うち特別交付税	24,754	2.3	32,219	2.5	7,465	30.2
その他の一般財源	39,223	3.6	49,093	3.8	9,869	25.2
小計(一般財源計)	516,585	47.1	536,135	41.8	19,549	3.8
国庫支出金	206,074	18.8	407,772	31.8	201,698	97.9
県支出金	87,802	8.0	84,133	6.6	▲3,670	▲ 4.2
繰入金	30,517	2.8	31,560	2.5	1,044	3.4
地方債	154,034	14.1	124,534	9.7	▲29,500	▲ 19.2
うち臨時財政対策債	29,688	2.7	28,822	2.2	▲865	▲ 2.9
その他の特定財源	101,049	9.2	98,568	7.7	▲2,481	▲ 2.5
うち繰越金	38,282	3.5	31,910	2.5	▲6,372	▲ 16.6
歳入合計	1,096,061	100.0	1,282,701	100.0	186,640	17.0
うち自主財源計	366,039	33.4	362,412	28.3	▲3,627	▲ 1.0

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らその機能を行って調達することができる財源で、地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



(3) 歳出（目的別）

歳出決算額は、前年度の1兆615億円を1,758億84百万円（16.6%）上回り、1兆2,373億84百万円となった。

目的別では、総務費、民生費、衛生費、教育費が増加した一方で、土木費が減少した。

【主な項目】

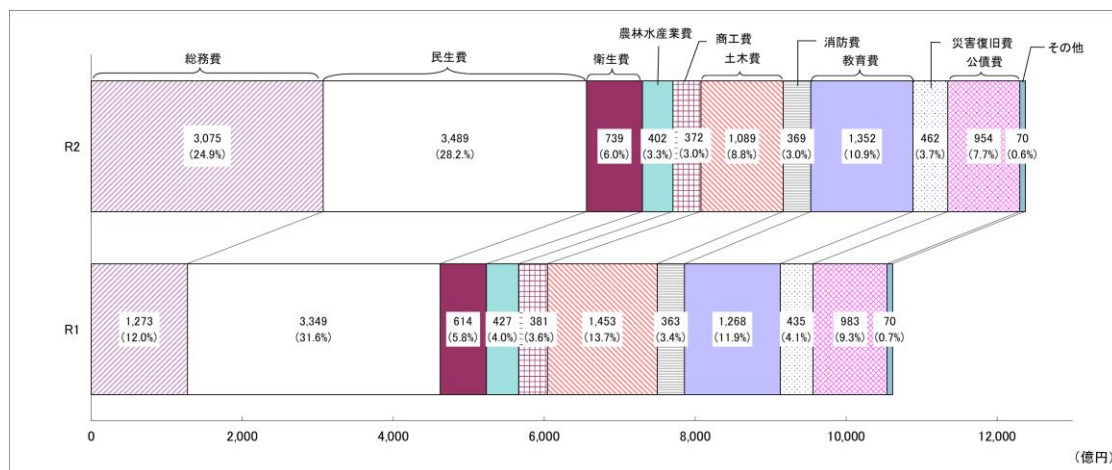
- ・総務費は、特別定額給付金給付事業の増等により、1,802億94百万円（141.7%）の増となった。
- ・民生費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯への臨時特別給付金給付事業やひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の増等により、139億81百万円（4.2%）の増となった。
- ・衛生費は、令和2年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の増等により、124億75百万円（20.3%）の増となった。
- ・教育費は、GIGAスクール構想の実現に向けた公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業及び公立学校情報機器整備事業の増等により、84億7百万円（6.6%）の増となった。
- ・土木費は、平成28年熊本地震に係る災害公営住宅整備事業の完了等により、364億円（25.0%）の減となった。

表3 歳出決算額（目的別）

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	127,251	12.0	307,544	24.9	180,294	141.7
民 生 費	334,932	31.6	348,913	28.2	13,981	4.2
衛 生 費	61,413	5.8	73,888	6.0	12,475	20.3
労 働 費	395	0.0	425	0.0	30	7.7
農 林 水 産 業 費	42,724	4.0	40,239	3.3	▲2,485	▲ 5.8
商 工 費	38,076	3.6	37,240	3.0	▲835	▲ 2.2
土 木 費	145,313	13.7	108,912	8.8	▲36,400	▲ 25.0
消 防 費	36,319	3.4	36,916	3.0	597	1.6
教 育 費	126,784	11.9	135,191	10.9	8,407	6.6
災 害 復 旧 費	43,467	4.1	46,154	3.7	2,687	6.2
公 債 費	98,251	9.3	95,404	7.7	▲2,847	▲ 2.9
そ の 他	6,575	0.6	6,558	0.5	▲17	▲ 0.3
歳 出 合 計	1,061,500	100.0	1,237,384	100.0	175,884	16.6

図3 歳出決算額の構成比（目的別）の推移



(4) 歳出 (性質別)

性質別では、扶助費、物件費、補助費等、積立金が増加した一方で、普通建設事業費が減少した。

【主な項目】

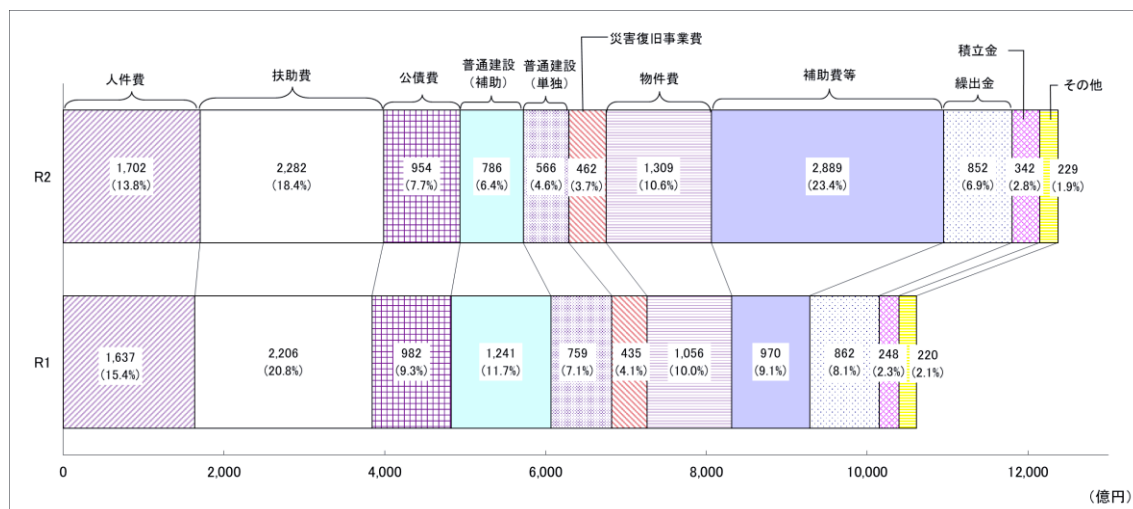
- ・扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る子育て世帯への臨時特別給付金給付事業やひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の増等により、76億66百万円(3.5%)の増となった。
- ・物件費は、令和2年7月豪雨に係る災害廃棄物処理事業の増や、ふるさと納税の増に伴う返礼品や事務手数料等の増等により、252億28百万円(23.9%)の増となった。
- ・補助費等は、特別定額給付金給付事業の増等により、1,919億29百万円(197.9%)の増となった。
- ・積立金は、新型コロナウイルス感染症金融対策基金の増等により、93億58百万円(37.7%)の増となった。
- ・普通建設事業費は、平成28年熊本地震に係る災害公営住宅整備事業の完了等により、647億68百万円(31.5%)の減となった。

表4 歳出決算額 (性質別)

(単位:百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費計	482,426	45.4	493,832	39.9	11,406	2.4
人件費	163,664	15.4	170,234	13.8	6,570	4.0
扶助費	220,569	20.8	228,234	18.4	7,666	3.5
公債費	98,193	9.3	95,364	7.7	▲2,829	▲2.9
投資的経費	249,001	23.5	186,934	15.1	▲62,067	▲24.9
うち普通建設事業費	205,548	19.4	140,780	11.4	▲64,768	▲31.5
うち補助事業	124,108	11.7	78,640	6.4	▲45,468	▲36.6
うち単独事業	75,863	7.1	56,618	4.6	▲19,245	▲25.4
うち災害復旧事業費	43,453	4.1	46,154	3.7	2,701	6.2
物件費	105,628	10.0	130,856	10.6	25,228	23.9
維持補修費	7,823	0.7	8,034	0.6	212	2.7
補助費等	97,004	9.1	288,933	23.4	191,929	197.9
繰出金	86,223	8.1	85,245	6.9	▲978	▲1.1
積立金	24,843	2.3	34,200	2.8	9,358	37.7
その他	8,552	0.8	9,350	0.8	798	9.3
歳出合計	1,061,500	100.0	1,237,384	100.0	175,884	16.6

図4 歳出決算額構成比 (性質別) の推移



(5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で91.4%となり、前年度に比べ1.5ポイント低下した。

前年度から比率が上昇した団体は10団体、低下した団体は35団体となった。

【参考】

- ・経常収支比率が100%を超えた団体はなし（令和元年度は2団体（水俣市、南阿蘇村）あったが、いずれも改善した）。
- ・全体的に経常収支比率が改善した主な要因としては、地域社会再生事業費の創設等による普通交付税の増（1.6%増）及び児童扶養手当の支給回数の変更（3回/年→6回/年、令和元年度は15か月分を支給）に伴う扶助費の減（3.8%減）が挙げられる。

表5-1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均）

(単位:%)

区分	H28	H29	H30	R1	R2
市	94.2	94.4	94.3	96.1	94.4
町村	88.6	89.0	91.6	91.5	90.0
市町村	90.3	90.7	92.4	92.9	91.4
全国	88.7	89.6	90.4	90.9	※

(※)…総務省の公表前のため、令和2年度の全国の経常収支比率は空欄としている（～3月下旬に公表）

表5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

区分	H28	H29	H30	R1	R2
95%以上	7	6	10	14	10
90%～95%未満	18	21	22	19	15
85%～90%未満	15	14	11	10	16
80%～85%未満	3	4	2	2	4
75%～80%未満	2	0	0	0	0
75%未満	0	0	0	0	0
計	45	45	45	45	45

図5-1 過去5年の経常収支比率の推移

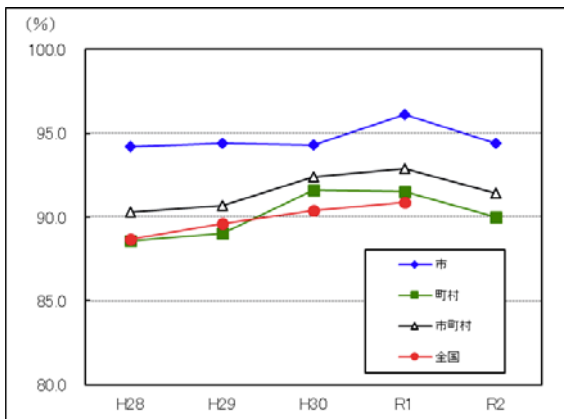
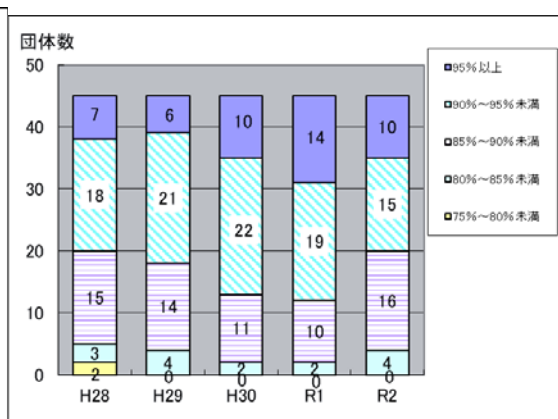


図5-2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



(6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

地方債現在高は、前年度の1兆1,372億16百万円を342億22百万円(3.0%)上回り、1兆1,714億39百万円となった。

また、積立金現在高は、前年度の2,246億39百万円を64億66百万円(2.9%)上回り、2,311億6百万円となった。

表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額			対 前 年 度 増 減 率		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地方債現在高 (A)	1,075,599	1,137,216	1,171,439	4.6	5.7	3.0
債務負担行為の翌年度以降支出 予定額 (B)	201,123	188,439	189,688	10.9	▲ 6.3	0.7
積立金現在高 (C)	225,204	224,639	231,106	2.0	▲ 0.3	2.9
財政調整基金	102,399	100,449	97,979	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 2.5
減債基金	28,188	29,088	30,237	3.9	3.2	4.0
その他の特定目的基金	94,616	95,102	102,890	5.6	0.5	8.2
(A)+(B)-(C)	1,051,518	1,101,016	1,130,021	6.3	4.7	2.6
標準財政規模 (D)	507,214	509,796	523,025	0.0	0.5	2.6
(A+B)÷(D)*100	251.7	260.0	260.2			
(C)÷(D)*100	44.4	44.1	44.2			
{(A)+(B)-(C)}÷(D)*100	207.3	216.0	216.1			

※積立金現在高は、平成28年熊本地震復興基金を含む。なお、この分を除くと、令和2年度末残高は2,260億94百万円となる(対前年度比3.4%増)。

令和2年度(2020年度) 市町村別決算状況一覧表(確報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方公共団体		歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質単年度収支	経常収支比率	財政力指数	地方債現在高	積立金現在高	基金			標準財政規模
	地震	豪雨										うち財調基金	うち減債基金	うちその他特目基金	
熊本市	○		459,325	448,374	10,951	5,552	▲ 1,517	91.0	0.71	490,423	25,133	3,699	6,309	15,126	195,250
八代市		○	83,462	81,893	1,569	1,296	221	95.0	0.51	75,515	8,384	1,955	707	5,722	33,260
人吉市		○	30,093	28,708	1,385	1,197	930	96.9	0.45	17,990	3,646	200	1,656	1,790	9,064
荒尾市			30,717	30,445	272	77	39	90.7	0.49	16,622	6,560	3,797	669	2,095	12,042
水俣市		○	20,953	20,480	473	315	▲ 16	96.7	0.39	17,182	2,581	570	353	1,658	8,327
玉名市			41,354	40,072	1,281	850	▲ 577	99.0	0.45	34,286	8,460	5,072	794	2,594	18,096
山鹿市		○	37,847	36,107	1,739	1,242	▲ 1,763	98.7	0.34	33,940	14,715	6,626	5,369	2,720	17,024
菊池市			34,218	33,939	279	39	▲ 309	95.9	0.44	33,446	9,974	5,122	1,441	3,411	15,182
宇土市		○	23,366	22,575	791	610	264	94.8	0.54	20,076	6,037	3,396	233	2,408	8,763
上天草市			22,945	21,502	1,443	804	▲ 274	93.0	0.26	17,757	7,514	2,703	619	4,192	10,326
宇城市		○	46,227	44,977	1,250	860	▲ 871	93.9	0.41	41,989	14,911	9,125	772	5,014	17,659
阿蘇市		○	21,828	20,490	1,337	1,094	287	94.6	0.37	22,163	4,684	1,548	120	3,016	9,726
天草市		○	67,905	64,388	3,517	2,964	730	93.6	0.27	51,803	14,376	8,202	1,795	4,380	31,222
合志市			36,770	35,299	1,470	1,357	36	88.0	0.68	23,105	6,769	3,018	987	2,764	13,542
市計			957,009	929,251	27,758	18,256	▲ 2,819	94.4	0.45	896,298	133,745	55,032	21,823	56,890	399,483
市計(熊本市除く)			497,683	480,876	16,807	12,705	▲ 1,303	94.7	0.43	405,874	108,611	51,333	15,514	41,764	204,233
美里町		○	9,475	8,957	518	204	▲ 106	94.5	0.24	8,169	3,568	1,679	497	1,391	4,357
玉東町			5,856	5,587	269	209	89	87.0	0.32	2,361	2,529	446	369	1,714	1,973
南関町		○	8,369	8,215	154	117	▲ 23	92.5	0.41	7,588	2,679	791	117	1,772	3,559
長洲町			10,009	9,902	107	78	153	95.2	0.55	5,938	939	765	54	120	4,241
和水町		○	11,047	10,101	947	568	▲ 407	94.6	0.25	8,324	7,350	2,983	887	3,481	4,346
大津町		○	23,001	21,871	1,130	670	▲ 51	88.7	0.77	17,566	4,470	2,740	341	1,389	8,536
菊陽町			21,311	20,608	703	413	▲ 172	89.3	1.00	16,138	4,737	1,886	389	2,462	9,103
南小国町		○	6,178	5,486	692	545	▲ 64	91.1	0.22	3,264	1,801	875	5	921	2,371
小国町		○	7,328	6,609	719	338	▲ 70	87.6	0.25	6,199	1,182	606	84	492	3,406
産山村		○	2,455	2,403	52	22	▲ 16	87.9	0.17	2,189	995	773	39	184	1,173
高森町		○	7,659	7,450	209	152	124	83.5	0.25	5,404	3,172	1,657	10	1,505	2,944
西原村		○	10,853	10,146	707	334	194	90.5	0.39	10,695	4,172	2,344	242	1,586	3,091
南阿蘇村		○	17,117	16,566	551	496	▲ 698	99.8	0.25	22,756	4,678	1,392	290	2,996	5,479
御船町		○	15,645	15,114	530	428	275	93.0	0.37	16,444	2,987	1,087	249	1,651	5,197
嘉島町		○	7,780	7,246	534	120	74	98.2	0.70	8,003	2,192	1,375	85	732	2,984
益城町		○	34,189	32,725	1,464	1,212	54	94.9	0.56	44,075	6,242	1,120	1,257	3,865	8,266
甲佐町		○	9,324	8,799	525	488	36	85.9	0.32	11,288	2,294	1,301	161	831	3,821
山都町		○	16,043	15,219	824	384	▲ 266	82.8	0.22	8,104	2,465	853	315	1,297	7,367
氷川町			8,899	8,475	424	410	▲ 180	98.7	0.29	7,321	2,529	1,738	67	724	4,180
芦北町		○	18,425	17,651	774	553	98	94.4	0.35	11,424	4,262	1,319	263	2,680	6,257
津奈木町		○	4,303	4,006	296	134	▲ 35	87.2	0.23	2,472	3,067	712	575	1,779	2,031
錦町		○	9,436	9,054	382	189	36	87.9	0.40	5,248	2,405	1,390	30	985	3,383
多良木町		○	8,696	8,242	454	333	5	89.0	0.24	5,658	2,596	1,080	505	1,011	4,002
湯前町		○	4,333	3,936	397	349	205	89.7	0.17	2,872	1,900	844	43	1,013	1,950
水上村		○	4,685	3,857	828	771	552	84.7	0.16	3,833	3,132	928	365	1,839	1,854
相良村		○	5,315	5,028	287	137	163	85.9	0.20	3,220	1,762	1,310	52	400	2,193
五木村		○	3,560	3,209	351	317	200	86.1	0.22	3,484	2,430	554	341	1,535	1,326
山江村		○	4,981	4,336	645	622	261	89.2	0.15	3,405	2,114	778	283	1,054	1,949
球磨村		○	8,460	7,777	683	232	72	82.7	0.15	4,280	2,617	1,116	356	1,146	2,305
あさぎり町		○	14,765	13,517	1,248	1,025	408	87.5	0.24	10,538	8,901	5,638	0	3,264	6,428
苓北町			6,195	6,041	154	121	205	89.5	0.48	6,881	1,194	869	144	181	3,471
町村計			325,693	308,133	17,559	11,972	1,116	90.0	0.34	275,141	97,361	42,947	8,415	45,999	123,542
市町村計			1,282,701	1,237,384	45,318	30,228	▲ 1,704	91.4	0.37	1,171,439	231,106	97,979	30,237	102,890	523,025
市町村計(熊本市除く)			823,376	789,010	34,366	24,676	▲ 187	91.4	0.37	681,015	205,972	94,280	23,929	87,763	327,775

※ 表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。

※ 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。

また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。

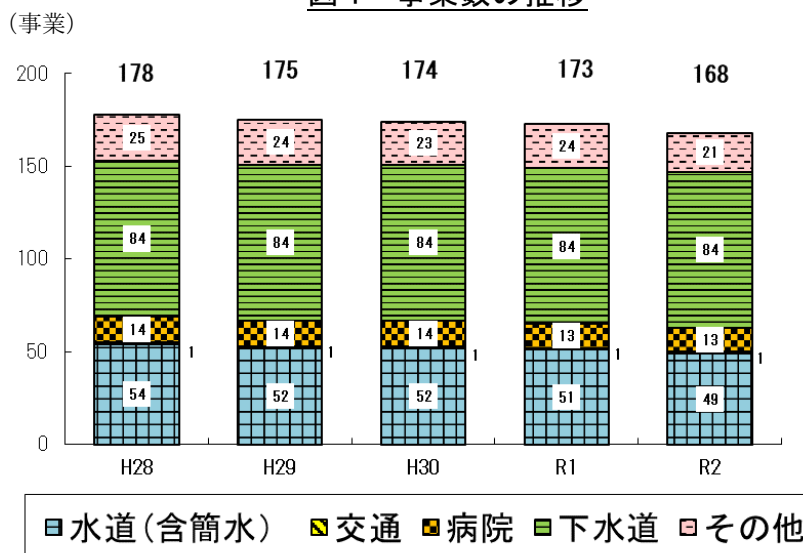
※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

2. 地方公営企業会計決算の概要

(1) 事業数

事業数は5事業が廃止され168事業（うち法適用企業88事業、法非適用事業80事業）となった。

図1 事業数の推移

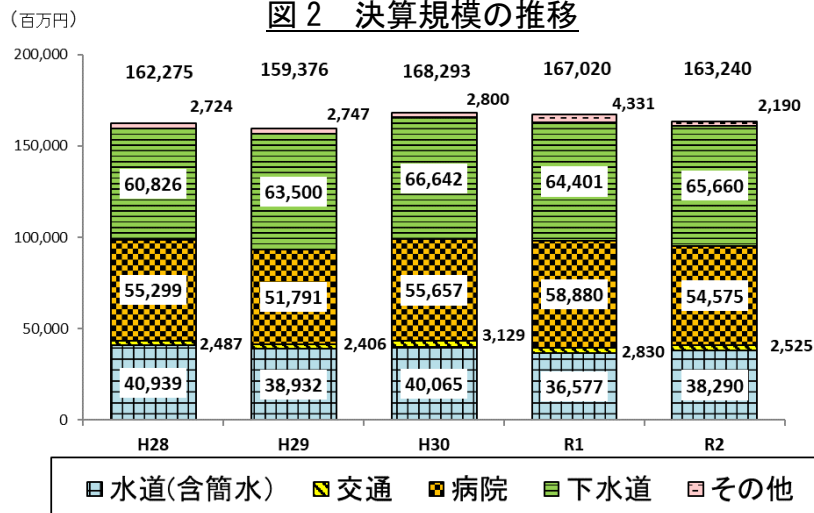


(2) 決算規模

決算規模※は、施設整備工事及び令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業等による建設改良費の増加によって水道事業で増加したものの、それ以上に、前年度までで新病院に係る建設事業が完了した熊本市の病院事業で建設改良費が減少したことにより、37億80百万円減少（対前年度比▲2.3%）し、1,632億40百万円となった。

※決算規模とは：収益的支出（減価償却費を除く）、資本的支出及びそれらに係る消費税の合計

図2 決算規模の推移



(3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、新型コロナウイルス感染症に係る空床補償のための補助金受入等により病院事業で黒字幅が大きく拡大したことで、全体の黒字幅も増加し、128億82百万円の黒字となっている。黒字事業は147事業、赤字事業は21事業となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、22事業で、その額は、病院事業における黒字計上等により、275億24百万円に減少した。

法適用企業で不良債務を有する事業は、5事業で、その額は、宇城市の公共下水道事業での流動資産の減少等により、5億89百万円に増加した。

法適用企業で資本不足①※1となっている事業は、7事業で、その額は、病院事業における黒字計上等により、164億77百万円に減少した。

表3-1 全体の経営状況

(単位:百万円)

区分	収支額		黒字				赤字				
	R1		R1		R2		R1		R2		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	4,387	4,418	4,405	27	4,644	26	18	2	226	3
	簡水	-	▲33	-	-	0	0	-	-	33	1
	交通	239	▲205	239	1	0	0	0	0	205	1
	病院	▲5,130	5,699	361	4	5,829	11	5,491	9	131	2
	下水道	3,469	2,199	3,562	18	3,253	28	92	8	1,053	12
	その他	32	34	32	4	34	4	0	0	0	0
小計	2,998	12,112	8,600	54	13,759	69	5,601	19	1,648	19	
法非適用企業	簡水	234	140	234	22	140	19	0	0	0	0
	下水道	862	141	869	57	161	42	7	1	20	2
	その他	617	489	617	20	489	17	0	0	0	0
小計	1,713	770	1,720	99	790	78	7	1	20	2	
合計	4,711	12,882	10,320	153	14,549	147	5,609	20	1,667	21	

表3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

(単位:百万円)

区分	累積欠損金				不良債務				※1:資本不足①				※2:資本不足②				
	R1		R2		R1		R2		R1		R2		R1		R2		
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	55	1	67	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	簡水	-	-	33	1	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	29,353	8	25,543	8	99	1	0	0	19,029	3	16,456	3	9,258	3	7,318	2
	下水道	917	6	1,881	12	409	4	589	5	8	2	20	4	0	0	2	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30,324	15	27,524	22	508	5	589	5	19,037	5	16,477	7	9,258	3	7,320	3	

※1:資本不足① 資本不足額(△)=資産合計-負債合計

※2:資本不足② 資本不足額(△)=資産合計-[負債合計-繰延収益(長期前受金)]

貸借対照表上で負債として計上されている長期前受金に返済義務がないため、参考として、負債から長期前受金を控除した額を算出している。

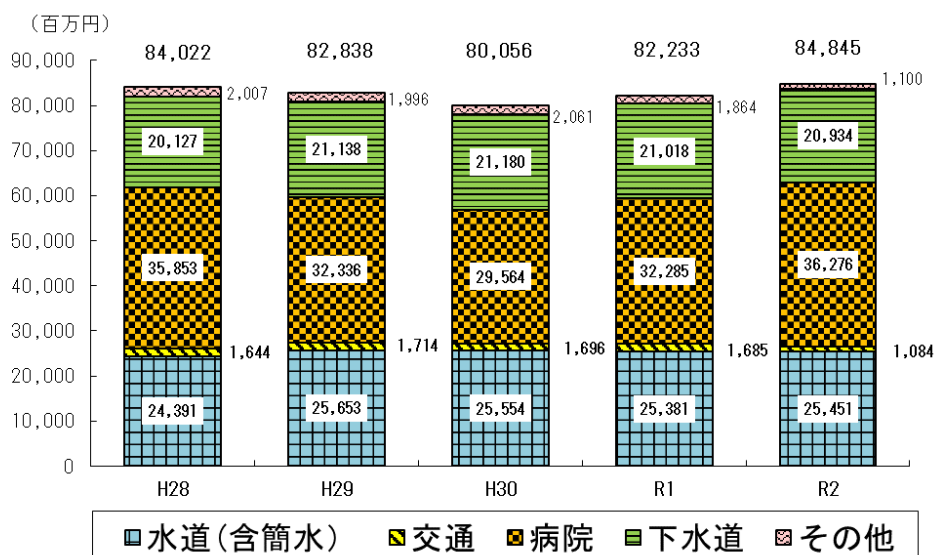
表 3-3 個別事業の経営状況

区分 (団体数)		R2年度該当団体	R1年度からの増減
上水道	純損失 (3)	宇城市、山都町、錦町	増：宇城市、山都町 減：上天草・宇城水道企業団
	累積欠損金 (1)	錦町	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
簡易水道	純損失 (1)	八代市	増：八代市
	累積欠損金 (1)	八代市	増：八代市
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
交通	純損失 (1)	熊本市	増：熊本市 減：無し
	累積欠損金	無し	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
病院	純損失 (2)	宇城市、山都町	増：無し 減：熊本市、山鹿市、上天草市、阿蘇市、天草市、小国町外1ヶ町公立病院組合、球磨郡公立多良木病院企業団
	累積欠損金 (8)	熊本市、荒尾市、山鹿市、上天草市、宇城市、阿蘇市、和水町、小国町外1ヶ町公立病院組合	無し
	不良債務	無し	増：無し 減：山鹿市
	資本不足 (3)	熊本市、山鹿市、阿蘇市	無し
下水道 (法適)	純損失 (12)	人吉市 (公共)、山鹿市 (特環)、菊池市 (公共)、宇城市 (公共)、合志市 (公共)、合志市 (特環)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)、大津町 (公共)、大津町 (農集)、益城町 (特環)、あさぎり町 (簡易排水)、	増：人吉市 (公共)、菊池市 (公共)、宇城市 (公共)、大津町 (公共)、大津町 (農集)、益城町 (特環)、あさぎり町 (簡易排水) 減：宇城市 (特環)、宇城市 (農集)、合志市 (農集)
	累積欠損金 (12)	菊池市 (公共)、菊池市 (特地排水)、菊池市 (個別排水)、合志市 (公共)、合志市 (特環)、合志市 (農集)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)、大津町 (公共)、大津町 (農集)、益城町 (特環)、あさぎり町 (簡易排水)	増：菊池市 (公共)、菊池市 (特地排水)、菊池市 (個別排水)、大津町 (公共)、大津町 (農集)、益城町 (特環)、あさぎり町 (簡易排水) 減：菊陽町 (農集)
	不良債務 (5)	山鹿市 (特環)、宇城市 (公共)、宇城市 (特環)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：宇城市 (特環) 減：無し
	資本不足 (4)	菊池市 (特地排水)、菊池市 (個別排水)、長洲町 (特地排水)、長洲町 (個別排水)	増：菊池市 (特地排水)、菊池市 (個別排水) 減：無し
簡易水道 (法非適)	赤字	無し	無し
下水道 (法非適)	赤字 (2)	熊本市 (農集)、阿蘇市 (公共)	増：熊本市 (農集)、阿蘇市 (公共) 減：菊池市 (特地排水)
その他 (法非適)	赤字	無し	無し

(4) 料金収入

料金収入は、下水道事業においては令和2年7月豪雨に係る使用料減免等により減少したものの、それ以上に熊本市の病院事業で新病院の通年での本格的な診療開始に伴い診療収入が増加したこと等により、26億13百万円増加（対前年度比3.2%）し、848億45百万円となった。

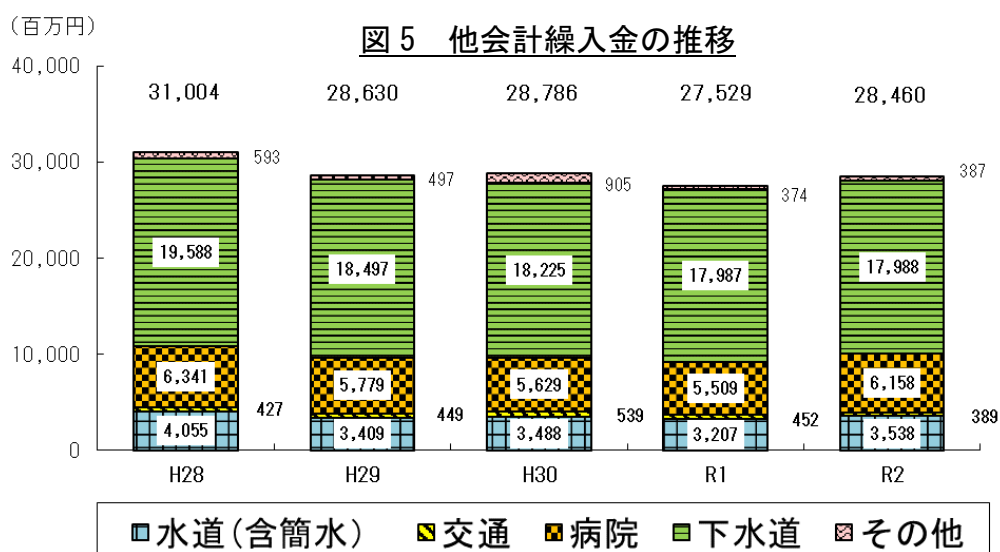
図4 料金収入の推移



(5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、熊本市の病院事業で新病院の通年での本格的な診療開始による費用の増加に伴って繰入金が増加したこと等により、9億31百万円増加（対前年度比3.4%）し、284億60百万円となった。

図5 他会計繰入金の推移



(6) 建設投資

建設投資額は、熊本市の病院事業で前年度までで新病院の建設事業が完了したこと等により、64億82百万円減少（対前年度比▲13.7%）し、410億3百万円となった。

建設投資に係る企業債発行額は、建設投資額の減少に伴い42億95百万円減少（対前年度比▲19.0%）し、183億41百万円となった。

図 6-1 建設投資額の推移

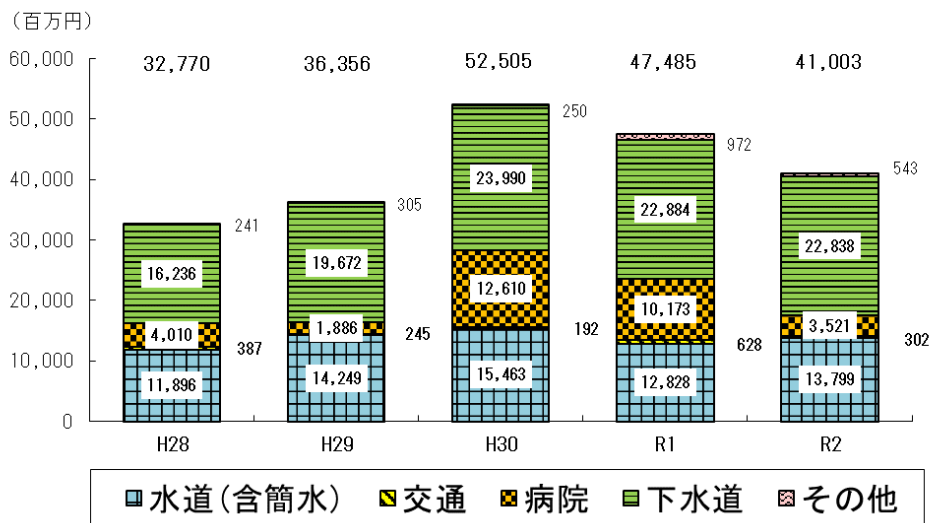
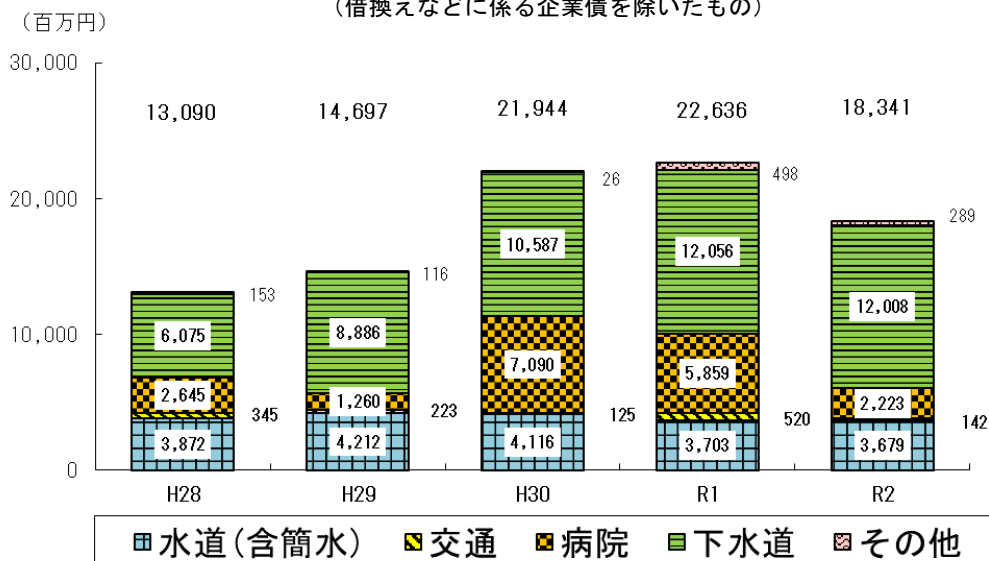


図 6-2 建設投資に係る企業債発行額の推移

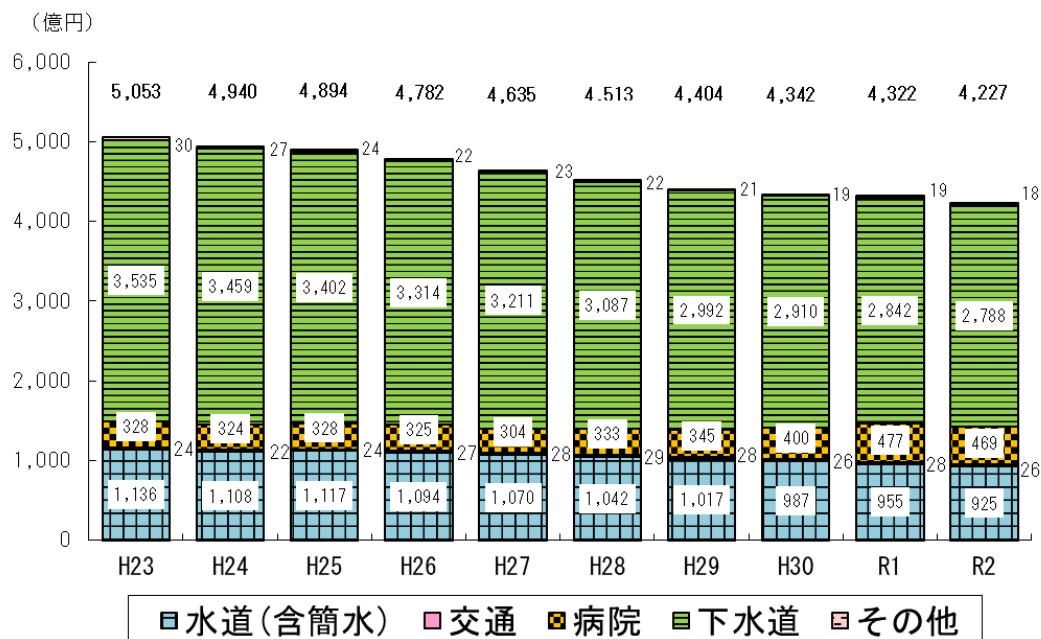
(借換えなどに係る企業債を除いたもの)



(7) 企業債現在高

企業債現在高は、年間の発行額より償還額が多かったため、95億2百万円減少（対前年度比▲2.2%）し、4,226億52百万円となった。

図7 企業債現在高の過去10年間の推移



Ⅱ 令和2年度（2020年度）市町村決算に係る健全化判断比率等の概要（確報値）について

（健全化判断比率・資金不足比率について）

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、7.9%（前年度比+0.2ポイント））
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
（県内市町村平均（単純平均）は、41.7%（前年度比▲2.8ポイント））

（注）県内市町村の平均値は、いずれも熊本市を含む値である。

（参考）早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて※ 11.25～15 %	20 %
連結実質赤字比率	財政規模に応じて※ 16.25～20 %	30 %
実質公債費比率	25 %	35 %
将来負担比率	350 %	—
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

※1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

2. 公営企業の資金不足比率

- ・ 県内 136 の公営企業会計中、黒字の事業は 147 事業、赤字の事業は 21 事業ありましたが、資金不足が生じている会計はありません。

令和2年度(2020年度)市町村決算に係る健全化判断比率等一覧(確報値)

(単位:百万円、%)

市町村名	特定地方 公共団体	地震 豪雨	経常収支比率			実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率			積立金現在高 (財政調整基金+減債基金)		
			R1	R2	増減	R2	(早期健全化 基準)	R2	(早期健全化 基準)	R1	R2	増減	R1	R2	増減	R1	R2	増減
熊本市	○		91.6	91.0	▲ 0.6	—	(11.25)	—	(16.25)	6.6	6.0	▲ 0.6	126.7	121.9	▲ 4.8	10,402	10,007	▲ 395
八代市		○	94.8	95.0	0.2	—	(11.67)	—	(16.67)	9.6	9.4	▲ 0.2	95.9	94.7	▲ 1.2	3,057	2,662	▲ 395
人吉市		○	99.9	96.9	▲ 3.0	—	(13.51)	—	(18.51)	5.0	4.9	▲ 0.1	64.4	37.4	▲ 27.0	303	1,856	1,553
荒尾市			91.1	90.7	▲ 0.4	—	(13.05)	—	(18.05)	9.3	9.4	0.1	—	—	—	4,562	4,465	▲ 97
水俣市		○	101.7	96.7	▲ 5.0	—	(13.67)	—	(18.67)	10.7	10.7	0.0	52.6	51.3	▲ 1.3	1,002	923	▲ 79
玉名市			99.7	99.0	▲ 0.7	—	(12.59)	—	(17.59)	8.1	8.5	0.4	0.3	15.5	15.2	6,346	5,866	▲ 480
山鹿市		○	99.8	98.7	▲ 1.1	—	(12.65)	—	(17.65)	9.5	9.5	0.0	—	—	—	11,739	11,996	257
菊池市			97.3	95.9	▲ 1.4	—	(12.76)	—	(17.76)	10.5	10.8	0.3	4.0	21.3	17.3	7,328	6,563	▲ 765
宇土市	○		95.5	94.8	▲ 0.7	—	(13.57)	—	(18.57)	9.8	10.3	0.5	2.7	20.3	17.6	3,454	3,629	175
上天草市			97.7	93.0	▲ 4.7	—	(13.28)	—	(18.28)	11.9	11.9	0.0	—	—	—	3,953	3,322	▲ 631
宇城市	○		95.0	93.9	▲ 1.1	—	(12.61)	—	(17.61)	8.9	8.7	▲ 0.2	2.0	15.1	13.1	10,187	9,897	▲ 290
阿蘇市	○		95.0	94.6	▲ 0.4	—	(13.38)	—	(18.38)	7.7	7.8	0.1	57.1	41.1	▲ 16.0	1,667	1,668	1
天草市		○	95.0	93.6	▲ 1.4	—	(11.75)	—	(16.75)	9.2	9.4	0.2	25.3	20.9	▲ 4.4	10,879	9,997	▲ 882
合志市			91.2	88.0	▲ 3.2	—	(12.90)	—	(17.90)	5.7	6.7	1.0	—	—	—	4,564	4,005	▲ 559
美里町	○		94.4	94.5	0.1	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	6.4	0.5	—	—	—	2,298	2,177	▲ 121
玉東町			94.4	87.0	▲ 7.4	—	(15.00)	—	(20.00)	4.5	4.4	▲ 0.1	—	—	—	734	815	81
南関町	○	○	91.9	92.5	0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	8.1	8.5	0.4	7.0	18.5	11.5	908	908	0
長洲町			94.9	95.2	0.3	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	7.6	0.0	47.0	41.5	▲ 5.5	629	818	189
和水町	○	○	94.8	94.6	▲ 0.2	—	(15.00)	—	(20.00)	10.1	10.3	0.2	—	—	—	4,032	3,869	▲ 163
大津町	○		89.7	88.7	▲ 1.0	—	(13.62)	—	(18.62)	9.6	8.0	▲ 1.6	—	—	—	3,136	3,081	▲ 55
菊陽町			93.1	89.3	▲ 3.8	—	(13.50)	—	(18.50)	6.6	6.3	▲ 0.3	—	10.5	10.5	2,294	2,275	▲ 19
南小国町	○	○	89.2	91.1	1.9	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	6.4	0.5	12.0	—	▲ 12.0	889	880	▲ 9
小国町	○	○	90.0	87.6	▲ 2.4	—	(15.00)	—	(20.00)	9.7	8.6	▲ 1.1	34.7	23.9	▲ 10.8	668	690	22
産山村	○	○	89.5	87.9	▲ 1.6	—	(15.00)	—	(20.00)	8.3	7.5	▲ 0.8	—	—	—	773	811	38
高森町	○		87.8	83.5	▲ 4.3	—	(15.00)	—	(20.00)	5.7	5.8	0.1	—	—	—	1,515	1,667	152
西原村	○		94.4	90.5	▲ 3.9	—	(15.00)	—	(20.00)	5.4	6.9	1.5	—	—	—	2,202	2,586	384
南阿蘇村	○		100.5	99.8	▲ 0.7	—	(14.71)	—	(19.71)	8.0	9.2	1.2	24.7	50.9	26.2	1,684	1,682	▲ 2
御船町	○		94.7	93.0	▲ 1.7	—	(14.87)	—	(19.87)	8.2	10.1	1.9	98.6	77.8	▲ 20.8	1,068	1,335	267
嘉島町	○		96.5	98.2	1.7	—	(15.00)	—	(20.00)	7.6	8.5	0.9	68.7	62.0	▲ 6.7	1,511	1,461	▲ 50
益城町	○		93.7	94.9	1.2	—	(13.68)	—	(18.68)	7.9	8.8	0.9	32.2	32.9	0.7	2,010	2,377	367
甲佐町	○		88.1	85.9	▲ 2.2	—	(15.00)	—	(20.00)	6.4	6.3	▲ 0.1	55.1	53.1	▲ 2.0	1,369	1,463	94
山都町	○	○	84.3	82.8	▲ 1.5	—	(13.93)	—	(18.93)	4.8	4.8	0.0	16.6	6.0	▲ 10.6	1,431	1,168	▲ 263
水川町			96.4	98.7	2.3	—	(15.00)	—	(20.00)	5.9	8.0	2.1	39.8	44.2	4.4	2,106	1,805	▲ 301
芦北町	○		92.1	94.4	2.3	—	(14.33)	—	(19.33)	4.1	4.0	▲ 0.1	—	—	—	1,495	1,582	87
津奈木町	○		87.8	87.2	▲ 0.6	—	(15.00)	—	(20.00)	1.8	1.9	0.1	—	—	—	1,278	1,287	9
錦町	○		91.6	87.9	▲ 3.7	—	(15.00)	—	(20.00)	9.2	8.9	▲ 0.3	76.5	63.2	▲ 13.3	1,460	1,420	▲ 40
多良木町	○		88.3	89.0	0.7	—	(15.00)	—	(20.00)	8.6	8.0	▲ 0.6	41.7	31.3	▲ 10.4	1,581	1,585	4
湯前町	○		97.4	89.7	▲ 7.7	—	(15.00)	—	(20.00)	4.2	4.6	0.4	—	—	—	873	887	14
水上村	○	○	88.1	84.7	▲ 3.4	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	9.7	1.7	—	—	—	1,346	1,293	▲ 53
相良村	○		91.5	85.9	▲ 5.6	—	(15.00)	—	(20.00)	8.0	7.9	▲ 0.1	18.1	2.7	▲ 15.4	1,229	1,361	132
五木村	○	○	88.2	86.1	▲ 2.1	—	(15.00)	—	(20.00)	7.0	7.6	0.6	—	—	—	914	895	▲ 19
山江村	○		90.2	89.2	▲ 1.0	—	(15.00)	—	(20.00)	10.7	11.3	0.6	—	—	—	1,084	1,061	▲ 23
球磨村	○		83.2	82.7	▲ 0.5	—	(15.00)	—	(20.00)	5.5	5.2	▲ 0.3	—	—	—	1,121	1,471	350
あさぎり町	○		88.9	87.5	▲ 1.4	—	(14.26)	—	(19.26)	8.3	8.3	0.0	—	—	—	5,637	5,638	1
苓北町			91.5	89.5	▲ 2.0	—	(15.00)	—	(20.00)	13.0	13.4	0.4	107.6	83.6	▲ 24.0	819	1,013	194
市町村平均 (単純平均)			92.9	91.4	▲ 1.5	—		—		7.7	7.9	0.2	44.5	41.7	▲ 2.8	2,879	2,849	▲ 30

※ 実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「—」と表記している。

※ ()内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じて設定)である。

※ 前年度に引き続き、全団体の実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。

※ 実質公債費比率の早期健全化基準: 25%

※ 将来負担比率の早期健全化基準 : 350%

※ 「特定地方公共団体」欄において、「地震」に○のある団体は平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)、

「豪雨」に○のある団体は令和2年7月豪雨特定地方公共団体(被災22市町村)である。

Ⅲ 用語の説明

1. 普通会計

【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみ収支である。

【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

※ 分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいくほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

2. 公営企業会計

【法適用企業】

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

※ 法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失（赤字）を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失（赤字）額が累積したものをいう。

【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

※ 流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

※ 流動資産 現金及び短期間（1年）のうちに回収・現金化される資産。

【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

3. 健全化判断比率

【実質赤字比率】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて11.25～15% ※2 財政再生基準：20%

【連結実質赤字比率】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[\left(\text{連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 ※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：財政規模に応じて16.25～20% ※2 財政再生基準：30%

【実質公債費比率】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

$$\frac{\left(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \right) - \left(\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \right)} \times 100\%$$

- ・平成18年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準※1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準※2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

※1 早期健全化基準：25% ※2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高〕－解消可能資金不足額

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する）。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額を用いる。